

諮問庁：厚生労働大臣

諮問日：平成29年3月6日（平成29年（行情）諮問第74号）

答申日：平成30年11月19日（平成30年度（行情）答申第319号）

事件名：特定市内の保育所に対して交付された是正勧告書等（平成25年度ないし平成27年度分）の一部開示決定に関する件

答 申 書

第1 審査会の結論

別紙に掲げる文書1ないし文書12（以下、併せて「本件対象文書」という。）につき、その一部を不開示とした各決定については、別表2の5欄に掲げる部分を開示すべきである。

第2 審査請求人の主張の要旨

1 審査請求の趣旨

本件審査請求の趣旨は、行政機関の保有する情報の公開に関する法律（以下「法」という。）3条の規定に基づく開示請求に対し、神奈川労働局長（以下「処分庁」という。）が、平成28年11月7日付け神行開第28-46号ないし第28-49号、第28-51号ないし第28-55号、第28-58号、第28-61号及び第28-62号により行った各一部開示決定（以下「原処分」という。）について、その取消しを求めるというものである。

2 審査請求の理由

審査請求人が主張する審査請求の理由は、審査請求書の記載によると、以下のとおりである。

法5条1号、2号イ、4号、6号に該当するなどとされて、不開示部分は項目なども黒く塗られていて読めず、処分庁が不開示とした理由が事実かもわからない。内容を開示できない場合でも、項目程度は開示し、判断の根拠を示すべきであるというものである。

第3 諮問庁の説明の要旨

1 本件審査請求の経緯

(1) 審査請求人は、平成28年9月8日付けで、本件対象文書に係る開示請求を行った。

(2) これに対して、処分庁が原処分を行ったところ、審査請求人が、これを不服として同年12月7日付け（同日受付）で審査請求を提起したものである。

2 諮問庁としての考え方

本件審査請求に関し、原処分における法の適用条項について、法5条6

号から同号柱書き及びイに改めた上で、法5条1号、2号イ、4号並びに6号柱書及びイに基づき部分開示とした原処分は妥当であり、本件審査請求は棄却すべきものとする。

3 理由

(1) 本件対象行政文書の特定について

本件対象行政文書は、平成25年度から27年度までにおいて所轄労働基準監督署が是正勧告書又は指導票を交付した、特定市A及びB内に所在する保育所を営む事業場に係る以下の文書であり、年度毎及び所轄労働基準監督署毎に原処分の対象行政文書を特定した。

ア 監督復命書及び続紙について

監督復命書（続紙を含む。以下同じ。）とは、労働基準監督官が事業場に対し臨検監督等を行った後に、その監督結果を労働基準監督署長に対して復命するために臨検監督を行った事業場ごとに作成する文書である。

具体的には、①完結区分、②監督種別、③整理番号、④事業場キー、⑤監督年月日、⑥労働保険番号、⑦業種、⑧労働者数、⑨家内労働委託業務、⑩監督重点対象区分、⑪特別監督対象区分、⑫事業の名称、⑬事業場の名称、⑭事業場の所在地（電話番号）、⑮代表者職氏名、⑯店社、⑰労働組合、⑱監督官氏名印、⑲週所定労働時間、⑳最も賃金の低い者の額、署長判決、次長、主任（課長）、参考事項・意見、No.、違反法条項・指導事項等、是正期日、確認までの間、備考1、備考2、面接者職氏名、別添及び自由記入が記載されている。

イ 是正勧告書（控）について

是正勧告書とは、労働基準監督官が事業場に対し臨検監督等を行った際に、労働基準関係法令違反があった場合、その違反事項については是正すべき旨を記して、当該事業場に対して交付する文書であり、労働基準監督署では、その控えを保管することとしている。

是正勧告書（控）には、①事業の名称、②代表者職氏名、③事業場の名称、④勧告文、⑤法条項等、⑥違反事項、⑦是正期日、⑧是正確認、⑨受領者職氏名、⑩受領者の印影、⑪交付（作成）年月日、⑫受領年月日及び⑬臨検監督を行った労働基準監督官の氏名が記載されている。

ウ 指導票（控）について

指導票とは、労働基準監督官が事業場に対し監督指導等を行った際に、労働基準関係法令上、当該事業場に改善を図らせる必要のある事項があった場合、その改善すべき事項を記して、当該事業場に対して交付する文書であり、労働基準監督署では、その控えを保管す

ることとしている。

指導票（控）には、①事業の名称、②代表者職氏名、③事業場の名称、④指導事項、⑤報告期日、⑥受領者職氏名、⑦受領者の印影、⑧交付（作成）年月日、⑨受領年月日及び⑩臨検監督を行った労働基準監督官の氏名が記載されている。

エ 是正（改善）報告書について

是正（改善）報告書は、上記イ及びウによって是正（改善）すべき旨を示した事項について、当該事業場が労働基準監督機関に対して是正の状況を報告するために提出する文書である。

具体的には、①事業場名、②事業主名（職名を含む）、③事業主の印影、④法条項等、⑤是正（改善）月日及び⑥是正（改善）内容（手書き部分を含む）等が記載されている。

オ 添付資料について

本件対象行政文書は、上記ア～エで述べたもの以外に、監督復命書又は是正（改善）報告書の添付資料がある。

（２）不開示部分について

原処分においては、以下の事項を不開示としている。

ア 監督復命書について

②監督種別、⑥労働保険番号、⑩監督重点対象区分、⑪特別監督対象区分、⑫事業の名称、⑬事業場の名称、⑭事業場の所在地（電話番号）、⑮代表者職氏名、参考事項・意見、面接者職氏名（電話番号を含む。以下同じ。）、自由記入

イ 是正勧告書（控）について

①事業の名称、②代表者職氏名、③事業場の名称、⑥違反事項のうち、個人の氏名が記載された箇所、⑨受領者職氏名、⑩受領者の印影

ウ 指導票（控）について

①事業の名称、②代表者職氏名、③事業場の名称、④指導事項のうち、個人の氏名又は事業場の名称が記載された箇所、⑥受領者職氏名、⑦受領者の印影

エ 是正（改善）報告書並びに監督復命書及び是正（改善）報告書の添付資料について

是正（改善）報告書並びに監督復命書及び是正（改善）報告書の添付資料については、個人の特定につながるおそれのある情報が記載されている部分、事業場の特定につながるおそれのある情報が記載されている部分及び監督指導業務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれ及び犯罪の予防に悪影響を与えるおそれがある情報が記載されている部分等を不開示としている。

(3) 不開示情報該当性について

ア 監督復命書について

(ア) 法5条1号該当性について

②監督種別は、定期監督、災害時監督、災害調査、申告監督及び再監督の5種類のいずれかを記載するものである。

本件開示請求については、特定の期間内に交付した行政指導文書の控えとそれらに関する関係書類に対して行われているところ、監督の種類を公にすることにより、仮に当該監督が申告監督であった場合には、行政指導文書の交付時期と原処分において一部開示されている労働基準関係法令の内容等から、監督を受けた事業者において、当該事業場に対して行われた臨検監督が労働者からの申告に基づくものであることが明らかとなり、当該事業場の誰が申告をしたのか犯人探しが行われるおそれがある。その結果、労働者は、申告を行ったことによって自らに不利益な取扱いが及ぶことをおそれて、申告を躊躇することとなる。

したがって、このようなこと自体が労働者の権利利益を害するものであることから、これらの情報は、法5条1号の「特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるもの」として不開示情報に該当し、かつ、同号ただし書イからハまでのいずれにも該当しないものである。

また、申告監督の場合のみ不開示とし、それ以外の監督の場合は開示することも考えられるが、この場合不開示としたものは申告監督であるということが明らかとなるため、適当ではない。

なお、⑩監督重点対象区分（下記（ウ）b参照）及び参考事項・意見についても同様の理由により法5条1号の不開示情報に該当するものである。

また、面接者職氏名及び自由記入のうち特定個人の職氏名等は、特定の個人に関する情報であり、特定の個人を識別できるものであることから、法5条1号の不開示情報に該当し、かつ、同号ただし書イからハまでのいずれにも該当しない。

(イ) 法5条2号イ該当性について

⑥労働保険番号、⑫事業の名称、⑬事業場の名称、⑭事業場の所在地（電話番号）及び⑮代表者職氏名の各記載並びに自由記入のうち事業場の名称等の記載は、労働基準監督官が臨検監督を実施した事業場を特定するものである。

労働基準関係法令違反の内容等及び労働基準関係法令上改善すべき事項等の内容等については、既に原処分において、その一部が開示されていることから、事業場を特定する情報が併せて開示される

ことになれば、当該事業場の法令違反の事実のみならず、当該事業場にとって、秘匿すべき労務管理や安全衛生管理といった事業場の内部管理に関する種々の情報も公になることとなる。労働基準関係法令違反事案の重大性によっては、公表されることもやむを得ない場合もあり得ようが、当該事業場が臨検監督を受け指摘された法令違反の個別具体的な内容や内部管理情報がそのまま公になることは、当該事業場に対する信用を低下させ、取引関係や人材確保等の面において同業他社との間で競争上の地位その他正当な利益を害するおそれが生じるものであり、法5条2号イの不開示情報に該当するものである。

(ウ) 法5条4号並びに6号柱書及びイ該当性について

a ②監督種別は、これを開示することによって、上記(ア)と同様の理由により、労働者は申告を行ったことによって自らに不利益な取扱いが及ぶことをおそれて、申告を躊躇することとなる。

したがって、人員が限られる労働基準監督機関が効果的な監督を行う上で、労働者からの申告は重要な情報源であるため、この情報源が失われることにより、検査事務という性格を持つ監督指導業務の適正な遂行に支障を及ぼすとともに、犯罪の予防に悪影響を与えるおそれがあることから、これらの情報は法5条4号並びに6号柱書及びイの不開示情報に該当するものである。

なお、参考事項・意見についても同様の理由により法5条4号並びに6号柱書及びイの不開示情報に該当するものである。

b ⑩監督重点対象区分、⑪特別監督対象区分は、特定の監督の種類の場合に監督重点対象が記載されることとなっている。この欄に記載される内容は、臨検監督を実施する事業場を選定するに当たっての判断根拠となる特定事項であり、いわば監督対象事業場の選定基準である。

したがって、これらを公にすることにより、検査事務という性格を持つ監督指導業務の適正な遂行に支障を及ぼし、また、犯罪の予防に悪影響を与えるおそれがあることから、法5条4号並びに6号柱書及びイの不開示情報に該当するものである。

また、⑩監督重点対象区分は、監督の種類が定期監督の場合に限り記載され、監督の種類が災害時監督、災害調査、申告監督及び再監督の場合には記載されない。災害時監督・災害調査とは災害発生後に災害発生事業場に対して実施する臨検監督・調査等であり、また、再監督とは一度臨検監督した事業場に対して再度実施する臨検監督であるから、この欄に記載がなく、直

近で災害が発生した事実や臨検監督を受けた事実がない場合には、その臨検監督が申告監督であったことが明らかとなるものである。

さらに、参考事項・意見及び自由記入のうち監督指導において当該事業場について把握・判断した事項にも、上記の内容と同様の内容が記載されている。

したがって、これらを開示することによって申告監督か否かが明らかとなるため、上記 a と同様の理由により、その記載の有無にかかわらず、法 5 条 4 号並びに 6 号柱書及びイの不開示情報に該当するものである。

- c ⑥労働保険番号、⑫事業の名称、⑬事業場の名称、⑭事業場の所在地（電話番号）及び⑮代表者職氏名の各記載並びに自由記入のうち事業場の名称等の記載は、労働基準監督官が臨検監督を実施した事業場を特定することとなる。また、本件対象行政文書については、事業場が労働基準監督機関との信頼関係を前提として、誠実に労働基準監督機関に対して明らかにした事業場の実態に関する情報が記載されているが、事業場名が公にされた場合には、当該事業場にとって、秘匿すべき種々の情報も公になることとなるため、このような信頼関係が失われ、事業場が関係資料の提出等労働基準監督機関に対する情報提供に協力的でなくなり、また、指導に対する自主的改善意欲を低下させ、さらには法令違反の隠蔽を行うことなどが考えられる。

したがって、これらを公にすることにより、検査事務という性格を持つ監督指導業務の適正な遂行に支障を及ぼし、また、犯罪の予防に悪影響を与えるおそれがあることから、これらの情報は法 5 条 4 号並びに 6 号柱書及びイの不開示情報に該当するものである。

イ 是正勧告書（控）について

（ア）法 5 条 1 号該当性について

⑥違反事項のうち個人の氏名が記載された箇所並びに⑨受領者職氏名及び⑩受領者の印影の各記載は、特定の個人に関する情報であり、特定の個人を識別できるものであることから、法 5 条 1 号の不開示情報に該当し、かつ、同号ただし書イからハまでのいずれにも該当しない。

なお、本来不開示情報に該当する⑥違反事項の一部について、誤って開示されているが、これを取り消して改めて不開示とすることに意味はないことから、本件に限り、開示を維持するものである。

（イ）法 5 条 2 号イ該当性について

①事業の名称，②代表者職氏名及び③事業場の名称の各記載は，労働基準監督官による臨検監督の際に，是正勧告書を交付した事業場を特定することとなる。

したがって，これらを開示することによって，上記ア（イ）と同様の理由により，当該事業場に対する信用を低下させ，取引関係や人材確保等の面において同業他社との間で競争上の地位その他正当な利益を害するおそれが生じるものであり，法5条2号イの不開示情報に該当するものである。

（ウ）法5条4号該当性について

⑩受領者の印影は，記載事項の内容が真正なものであることを示す認証的機能を有する性質のものであり，偽造により悪用されるおそれがあり，公にすることにより，犯罪の予防等公共の安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがあるため，法5条4号の不開示情報に該当するものである。

（エ）法5条4号並びに6号柱書及びイ該当性について

①事業の名称，②代表者職氏名及び③事業場の名称の各記載は，労働基準監督官による臨検監督の際に，是正勧告書を交付した事業場を特定するものである。

したがって，これらを開示することによって，上記ア（ウ）cと同様の理由により，検査事務という性格を持つ監督指導業務の適正な遂行に支障を及ぼし，また，犯罪の予防に悪影響を与えるおそれがあることから，これらの情報は法5条4号並びに6号柱書及びイの不開示情報に該当するものである。

ウ 指導票（控）について

（ア）法5条1号該当性について

④指導事項のうち，個人の氏名が記載された箇所並びに⑥受領者職氏名及び⑦受領者の印影の各記載は，特定の個人に関する情報であり，特定の個人を識別できるものであることから，法5条1号の不開示情報に該当し，かつ，同号ただし書イからハまでのいずれにも該当しない。

（イ）法5条2号イ該当性について

①事業の名称，②代表者職氏名及び③事業場の名称の各記載並びに④指導事項のうち事業場の名称が記載された箇所は，労働基準監督官による臨検監督の際に，指導票を交付した事業場を特定することとなる。

したがって，これらを開示することによって，上記ア（イ）と同様の理由により，当該事業場に対する信用を低下させ，取引関係や人材確保等の面において同業他社との間で競争上の地位その他正当

な利益を害するおそれが生じるものであり、法5条2号イの不開示情報に該当するものである。

(ウ) 法5条4号該当性について

⑦受領者の印影は、記載事項の内容が真正なものであることを示す認証的機能を有する性質のものであり、偽造により悪用されるおそれがあり、公にすることにより、犯罪の予防等公共の安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがあるため、法5条4号の不開示情報に該当するものである。

(エ) 法5条4号並びに6号柱書及びイの該当性について

①事業の名称、②代表者職氏名及び③事業場の名称の各記載並びに④指導事項のうち事業場の名称が記載された箇所は、労働基準監督官による臨検監督の際に、指導票を交付した事業場を特定することとなる。

したがって、これらを開示することによって、上記ア(ウ) cと同様の理由により、検査事務という性格を持つ監督指導業務の適正な遂行に支障を及ぼし、また、犯罪の予防に悪影響を与えるおそれがあることから、これらの情報は法5条4号並びに6号柱書及びイの不開示情報に該当するものである。

エ 是正(改善)報告書並びに監督復命書及び是正(改善)報告書の添付資料について

是正(改善)報告書並びに監督復命書及び是正(改善)報告書の添付資料には、特定の個人に関する情報、特定の個人を識別できる情報、事業場を特定することとなる情報及び監督指導業務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれ及び犯罪の予防に悪影響を与えるおそれがある情報等が渾然一体と記載されている。

これらのうち、個人の氏名及び印影等については、上記ア(ア)と同様の理由により、特定の個人に関する情報であり、特定の個人を識別できるものであることから、法5条1号の不開示情報に該当し、かつ、同号ただし書イからハまでのいずれにも該当しない。

また、事業場を特定することとなる情報については、上記ア(イ)及び(ウ) cと同様の理由により、これらの情報は、法5条2号イ、4号並びに6号柱書及びイの不開示情報に該当するものである。

さらに、監督指導業務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれ及び犯罪の予防に悪影響を与えるおそれがある情報については、上記ア(ウ) cと同様の理由により、法5条4号並びに6号柱書及びイの不開示情報に該当するものである。

4 審査請求人の主張について

審査請求人は、審査請求書の中で、「不開示部分は項目なども黒く塗ら

れて読めず、処分庁が不開示とした理由が事実かもわからない。内容を開示できない場合でも、項目程度は開示し、判断の根拠を示すべきである。」と主張している。

これについて、「逐条解説行政手続法（平成27年4月総務省行政管理局）」では、「（略）拒否の理由を逐一相手方に示すことは、行政庁にとってかなりの負担となる。したがって、本条では、行政庁の負担軽減の観点から、常識的な一般人であれば申請者側において拒否処分の理由を容易に確認し得る場合には、申請者から求めがあった場合に理由を示せば足りることとした」とされている。

原処分においては、上記3（3）で示したとおり、不開示部分に対し法5条各号に定める不開示情報に複雑に該当するものであるから、どの不開示部分がどの法条項により不開示とされているかを逐一相手に示すことは、記載が煩雑に過ぎることとなり、却って相手方の理解を困難とするものであったところ、監督復命書、是正勧告書（控）及び指導票（控）については、様式部分が公にされているため、これらから不開示部分の内容は十分に認識し得るものであり、原処分により記載された理由は是認し得るものである。

また、添付資料については、上記3（3）で述べたとおり、法5条各号に掲げる不開示情報が渾然一体と記載されているため、どの不開示部分がどの法条項により不開示とされているかを開示しただけで、添付資料の構成等が明らかとなり、当該資料が添付された本体資料（監督復命書、指導票（控）等）における不開示情報を開示することとなるおそれがあるため、処分の理由に自ずと限界があり、したがって審査請求人の主張は認められない。

5 結論

以上のとおり、原処分は妥当であり、本件審査請求は棄却すべきと考える。

第4 調査審議の経過

当審査会は、本件諮問事件について、以下のとおり、調査審議を行った。

- | | |
|-------------|---------------|
| ① 平成29年3月6日 | 諮問の受理 |
| ② 同日 | 諮問庁から理由説明書を収受 |
| ③ 同月16日 | 審議 |
| ④ 平成30年9月6日 | 本件対象文書の見分及び審議 |
| ⑤ 同年11月15日 | 審議 |

第5 審査会の判断の理由

1 本件対象文書について

本件対象文書は、別紙に掲げる文書1ないし文書12であり、文書の種類別に整理すると、別表1のとおりである。

処分庁は、本件対象文書の一部を法5条1号、2号イ、4号及び6号に該当するとして不開示とする原処分を行ったところ、審査請求人は、原処分の取消しを求めている。

これに対して、諮問庁は、法の適用条項を法5条1号、2号イ、4号並びに6号柱書き及びイに改めた上で、原処分を妥当としていることから、本件対象文書を見分した結果を踏まえ、不開示部分の不開示情報該当性について、以下、検討する。

2 不開示情報該当性について

(1) 別表2の5欄に掲げる部分について

ア 通番9について

通番9のうち、文書2の90頁10行目28文字目ないし12行目、文書4の1頁1行目28文字目ないし2行目、文書6の3頁1行目7文字目ないし16文字目、9頁2行目7文字目ないし11文字目及び19文字目ないし3行目23文字目、12頁2行目1文字目ないし15文字目、13頁10行目13文字目ないし15文字目及び17文字目ないし11行目並びに20行目24文字目ないし22行目、16頁3行目8文字目ないし19文字目及び25文字目ないし30文字目、17頁10行目24文字目ないし37文字目、11行目3文字目ないし19文字目、12行目25文字目ないし13行目、15行目9文字目ないし16行目並びに17行目16文字目ないし32文字目及び38文字目ないし18行目2文字目及び8文字目ないし20行目並びに文書11の1頁2行目5文字目ないし14文字目及び24文字目ないし35文字目は、特定の労働者の労働条件に関する内容であり、法5条1号本文前段に規定する個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができるものとなるものを含む。）に該当するが、原処分において開示されている情報と同様の内容であり、同号ただし書イに該当すると認められる。その余の部分は、監督対象事業場における労働基準関係法令違反の状況等に関する記載であり、個人に関する情報であるとは認められない。

また、これらの部分は、原処分において開示されている情報と同様の内容であることから、これを公にしても、労働基準監督機関が行う事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれや、検査等に係る事務に関し、正確な事実の把握を困難にするおそれ又は違法若しくは不当な行為を容易にし、若しくはその発見を困難にするおそれがあるとは認められず、同様の理由により、犯罪の予防に支障を及ぼすおそれがあると行政機関の長が認めることにつき相当の理由があると

は認められない。

したがって、当該部分は、法5条1号、4号並びに6号柱書き及びイのいずれにも該当せず、開示すべきである。

イ 通番2、通番4、通番15及び通番45について

監督復命書の「労働保険番号」欄及び「事業場の名称」欄並びに是正勧告書（控）の「事業場の名称」欄は、監督対象事業場を特定し得る情報を記載する欄であるが、通番2、通番4及び通番15は、いずれも空欄となっており、また、監督対象事業場から提出された資料の送付文のうち、通番45は、労働基準監督機関と監督対象事業場との間の一般的なやり取りの内容が記載されているにすぎないため、これらを公にしても、監督対象事業場が特定されることはなく、当該事業場の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるとは認められない。また、労働基準監督機関が行う事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれや、検査等に係る事務に関し、正確な事実の把握を困難にするおそれ又は違法若しくは不当な行為を容易にし、若しくはその発見を困難にするおそれがあるとは認められず、同様の理由により、犯罪の予防に支障を及ぼすおそれがあると行政機関の長が認めることにつき相当の理由があるとは認められない。

したがって、当該部分は、法5条2号イ、4号並びに6号柱書き及びイのいずれにも該当せず、開示すべきである。

ウ 通番12、通番27、通番30、通番32、通番35、通番38及び通番42について

通番12及び通番27は、監督復命書の「自由記入」欄及び相談票の「相談の内容」欄に事務処理上の一般的な内容が記載されているにすぎず、通番30は、労働基準監督機関内での回覧状況等が記載されているにすぎず、通番32は、行政相談関連事業において公開されているメールアドレスであり、通番35は、監督復命書の添付資料の一部である自由設定等情報の「自由設定」欄に監督対象事業場に関する一般的な内容が記載されているにすぎず、通番38は、原処分において開示されている監督復命書の「署長判決」欄と同様の情報であり、通番42は、是正（改善）報告書の「点検責任者について是正勧告された事項」の表の空欄部分であるため、これらを公にしても、犯罪の予防、鎮圧その他の公共の安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがあると行政機関の長が認めることにつき相当の理由があるとは認められないほか、労働者あるいは事業場と労働基準監督機関との信頼関係が失われ、労働基準監督機関に対する情報提供に協力的でなくなるおそれがあるとは認められず、労働基準

監督機関が行う事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるとも認められない。

したがって、当該部分は、法5条4号並びに6号柱書き及びイのいずれにも該当せず、開示すべきである。

(2) その余の部分について

ア 法5条1号該当性について

通番10、通番17及び通番24は、監督対象事業場の担当者の職氏名であり、通番16及び通番22は、特定の個人の氏名であり、通番40は、特定の個人の氏名並びに監督対象事業場の担当者の職氏名、印影及び連絡先であり、通番44は、個人の氏名及び監督対象事業場の担当者の職氏名であり、当該部分は、法5条1号本文前段に規定する個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるものに該当し、同号ただし書イないしハに該当する事情も認められず、また、個人識別部分であることから、法6条2項による部分開示の余地もない。

したがって、当該部分は、法5条1号に該当し、不開示とすることが妥当である。

イ 法5条1号及び4号該当性について

通番18及び通番25は、監督対象事業場の担当者の印影であり、上記アと同様の理由により、法5条1号に該当し、同条4号について判断するまでもなく、不開示とすることが妥当である。

ウ 法5条2号イ、4号並びに6号柱書き及びイ該当性について

通番2は、労働保険番号であり、通番3、通番13及び通番19は、監督対象事業場の事業の名称であり、通番4、通番15、通番21及び通番23は、監督対象事業場の名称であり、通番5は、監督対象事業場の所在地及び電話番号であり、通番6、通番14及び通番20は、監督対象事業場の代表者の職氏名であり、通番11及び通番37は、監督対象事業場の所在地等に関する詳細な情報であり、通番26及び通番31は、監督対象事業場の名称、所在地及び電話番号であり、通番34は、労働保険番号並びに監督対象事業場の名称及び所在地であり、通番36は、労働保険番号並びに監督対象事業場の名称、所在地、代表者の職氏名、電話番号及びFAX番号であり、通番41は、監督対象事業場の名称、所在地、代表者の職氏名及び印影、電話番号、FAX番号並びに内部情報であり、通番45は、監督対象事業場の名称、所在地、電話番号及びFAX番号であり、これらを公にすると、当該事業場において労働基準関係法令違反があったという事実等が明らかとなり、取引関係や人材確保の面等において、当該事業場の競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるものと認められる。

したがって、当該部分は、法5条2号イに該当し、同条4号並びに6号柱書き及びイについて判断するまでもなく、不開示とすることが妥当である。

エ 法5条1号、4号並びに6号柱書き及びイ該当性について

通番1は、定期監督や申告監督などの監督種別であり、通番7は、監督種別が定期監督の場合に記載される監督重点対象区分であり、通番9は、調査担当官が監督対象事業場から聴取した内容及び調査の結果得た情報、対応方針等であり、これらを公にすると、労働基準監督行政における調査の着眼点、手法、内容等が明らかになり、労働基準監督機関が行う検査等に係る事務に関し、正確な事実の把握を困難にするおそれ又は違法若しくは不当な行為を容易にし、若しくはその発見を困難にするおそれがあると認められる。

したがって、当該部分は、法5条6号イに該当し、同条1号、4号及び6号柱書きについて判断するまでもなく、不開示とすることが妥当である。

オ 法5条4号並びに6号柱書き及びイ該当性について

(ア) 通番32は、労働基準監督機関において業務のために組織的に用いられているメールアドレスであり、当該メールアドレスは公にされておらず、これを公にすると、いたずらや偽計等に使用されることにより、労働基準監督機関が行う事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあると認められるので、法5条6号柱書きに該当し、同条4号及び6号イについて判断するまでもなく、不開示とすることが妥当である。

(イ) 通番8は、臨検監督を実施する事業場を選定するに当たっての判断基準となる情報であり、通番27は、労働基準監督官が労働者等関係者の相談に応じた内容であり、通番28は、相談に応じた後の処理状況や労働基準監督官の意見であり、通番29は、相談に応じた後の処理結果であり、通番33は、外部の者から労働基準監督機関に寄せられた監督対象事業場に関する情報であり、通番43は、監督対象事業場から提出された資料の名称であり、当該部分は、上記エと同様の理由により、法5条6号イに該当し、同条4号及び6号柱書きについて判断するまでもなく、不開示とすることが妥当である。

カ 法5条1号、2号イ、4号並びに6号柱書き及びイ該当性について

通番39は、労働基準監督官が監督を実施するために調査した監督対象事業場に関する情報であり、通番46は、監督対象事業場から提出された資料であり、当該部分は、上記エと同様の理由により、

法5条6号イに該当し、同条1号、2号イ、4号及び6号柱書きについて判断するまでもなく、不開示とすることが妥当である。

3 審査請求人のその他の主張について

審査請求人は、上記第2の2のとおり、原処分の理由の提示に不備がある旨主張しているものと解されるが、原処分においては、不開示部分の理由を確認し得る程度に示されていると認められ、理由の提示について、原処分を取り消すべき瑕疵があるとまでは認められない。

4 付言

本件については、当審査会が諮問庁に対し、情報公開・個人情報保護審査会設置法9条1項の規定に基づき、開示決定等に係る行政文書（以下「インカメラ文書」という。）の提示を求め、再三にわたり督促したにもかかわらず、諮問から1年以上経過してもインカメラ文書が提示されなかった。

当審査会においては、諮問庁から提示されるインカメラ文書を見分した結果を踏まえて審議するものであり、インカメラ文書の提示の著しい遅滞は、当審査会の審議の遅延につながるものであるため、諮問庁においては、今後、迅速かつ適切に対応することが強く望まれる。

5 本件各一部開示決定の妥当性について

以上のことから、本件対象文書につき、その一部を法5条1号、2号イ、4号及び6号に該当するとして不開示とした各決定について、諮問庁が、不開示とされた部分は同条1号、2号イ、4号並びに6号柱書き及びイに該当することから不開示とすべきとしていることについては、別表2の5欄に掲げる部分を除く部分は、同条1号、2号イ並びに6号柱書き及びイに該当すると認められるので、同条4号について判断するまでもなく、不開示としたことは妥当であるが、別表2の5欄に掲げる部分は、同条1号、2号イ、4号並びに6号柱書き及びイのいずれにも該当せず、開示すべきであると判断した。

(第3部会)

委員 岡島敦子, 委員 葭葉裕子, 委員 渡井理佳子

別紙

- 文書 1 A市内の保育所に対し是正勧告書又は指導票を交付したケースの監督復命書と是正勧告書及び指導票，並びに是正報告書（A労働基準監督署内・平成25年度分）
- 文書 2 A市内の保育所に対し是正勧告書又は指導票を交付したケースの監督復命書と是正勧告書及び指導票，並びに是正報告書（A労働基準監督署内・平成26年度分）
- 文書 3 A市内の保育所に対し是正勧告書又は指導票を交付したケースの監督復命書と是正勧告書及び指導票，並びに是正報告書（A労働基準監督署内・平成27年度分）
- 文書 4 A市内の保育所に対し是正勧告書又は指導票を交付したケースの監督復命書と是正勧告書及び指導票，並びに是正報告書（B労働基準監督署内・平成25年度分）
- 文書 5 A市内の保育所に対し是正勧告書又は指導票を交付したケースの監督復命書と是正勧告書及び指導票，並びに是正報告書（B労働基準監督署内・平成27年度分）
- 文書 6 A市内の保育所に対し是正勧告書又は指導票を交付したケースの監督復命書と是正勧告書及び指導票，並びに是正報告書（C労働基準監督署内・平成25年度分）
- 文書 7 A市内の保育所に対し是正勧告書又は指導票を交付したケースの監督復命書と是正勧告書及び指導票，並びに是正報告書（C労働基準監督署内・平成26年度分）
- 文書 8 A市内の保育所に対し是正勧告書又は指導票を交付したケースの監督復命書と是正勧告書及び指導票，並びに是正報告書（C労働基準監督署内・平成27年度分）
- 文書 9 A市内の保育所に対し是正勧告書又は指導票を交付したケースの監督復命書と是正勧告書及び指導票，並びに是正報告書（D労働基準監督署内・平成25年度分）
- 文書 10 B市内の保育所に対し是正勧告書又は指導票を交付したケースの

監督復命書と是正勧告書及び指導票，並びに是正報告書（E 労働基準監督署内・平成25年度分）

文書11 B市内の保育所に対し是正勧告書又は指導票を交付したケースの監督復命書と是正勧告書及び指導票，並びに是正報告書（F 労働基準監督署内・平成25年度分）

文書12 B市内の保育所に対し是正勧告書又は指導票を交付したケースの監督復命書と是正勧告書及び指導票，並びに是正報告書（F 労働基準監督署内・平成26年度分）

別表 1

文書番号	整理番号	文書の種類	頁	
文書 1	1	監督復命書	1 頁, 2 頁	
	2	是正勧告書 (控)	3 頁	
	3	指導票 (控)	4 頁	
	5	是正 (改善) 報告書	5 頁, 6 頁	
	6	是正 (改善) 報告書の添付資料	7 頁ないし 13 頁	
	文書 2	1	監督復命書	1 頁, 2 頁, 14 頁, 15 頁, 83 頁, 84 頁, 89 頁, 90 頁
2		是正勧告書 (控)	3 頁, 16 頁, 91 頁	
3		指導票 (控)	17 頁, 85 頁	
5		是正 (改善) 報告書	4 頁, 5 頁, 10 頁, 18 頁, 81 頁, 86 頁, 87 頁, 92 頁, 93 頁	
6		是正 (改善) 報告書の添付資料	事業場提出資料の送付文	9 頁, 13 頁, 21 頁, 46 頁, 88 頁,
			その他の事業場提出資料	6 頁ないし 8 頁, 11 頁, 12 頁, 19 頁, 20 頁, 22 頁ないし 45 頁, 47 頁ないし 80 頁, 82 頁, 94 頁, 95 頁
文書 3	1	監督復命書	1 頁, 2 頁, 6 頁, 7 頁, 14 頁, 15 頁	
	2	是正勧告書 (控)	8 頁, 16 頁	
	3	指導票 (控)	3 頁	
	4	監督復命書の添付資料	17 頁	
	5	是正 (改善) 報告書	9 頁, 18 頁	
	6	是正 (改善) 報告書の添付資料	4 頁, 5 頁, 10 頁ないし 13 頁, 19 頁, 20 頁	

		書の添付資料		
文書 4	1	監督復命書		1 頁, 2 頁
	2	是正勧告書 (控)		3 頁
	4	監督復命書の添付資料	自由設定等情報	6 頁
			決裁欄が開示されている文書	4 頁
			その他の添付資料	5 頁
	5	是正 (改善) 報告書		7 頁, 8 頁
6	是正 (改善) 報告書の添付資料	その他の事業場提出資料	9 頁ないし 11 頁	
文書 5	1	監督復命書		1 頁, 2 頁, 16 頁, 17 頁
	2	是正勧告書 (控)		3 頁
	3	指導票 (控)		18 頁, 19 頁
	4	監督復命書の添付資料	相談票	4 頁, 5 頁, 22 頁, 23 頁, 26 頁, 27 頁, 31 頁, 32 頁, 36 頁, 37 頁
			事務連絡	24 頁, 28 頁, 33 頁, 38 頁, 41 頁, 45 頁
			電子メールの写し	25 頁, 29 頁, 30 頁, 34 頁, 35 頁, 39 頁, 40 頁, 42 頁ないし 44 頁, 46 頁
			自由設定等情報	8 頁
			その他の添付資料	6 頁, 7 頁, 20 頁, 21 頁, 47 頁ないし 49 頁
5	是正 (改善) 報告書		9 頁, 10 頁, 50 頁, 51 頁, 61 頁	
6	是正 (改善) 報告	事業場提出資料の送付文	60 頁	

		書の添付資料	その他の事業場提出資料	1 1 頁ないし 1 5 頁, 5 2 頁ないし 5 9 頁, 6 2 頁ないし 6 8 頁
文書 6	1	監督復命書		1 頁ないし 4 頁, 9 頁, 1 0 頁, 1 2 頁, 1 3 頁, 1 6 頁, 1 7 頁
	2	是正勧告書 (控)		5 頁, 1 1 頁, 1 4 頁, 1 5 頁, 1 8 頁
	4	監督復命書の添付資料	その他の添付資料	
	5	是正 (改善) 報告書		6 頁, 1 9 頁
	6	是正 (改善) 報告書の添付資料	事業場提出資料の送付文	2 1 頁, 2 2 頁
			その他の事業場提出資料	7 頁, 8 頁, 2 0 頁, 2 3 頁, 2 4 頁
文書 7	1	監督復命書		1 頁, 2 頁, 1 4 頁, 2 3 頁, 2 4 頁
	2	是正勧告書 (控)		3 頁, 4 頁, 1 5 頁, 1 6 頁, 2 5 頁, 2 6 頁
	3	指導票 (控)		1 7 頁, 2 7 頁
	4	監督復命書の添付資料	その他の添付資料	2 8 頁ないし 3 0 頁
	5	是正 (改善) 報告書		5 頁, 6 頁, 1 8 頁, 1 9 頁
	6	是正 (改善) 報告書の添付資料	その他の事業場提出資料	7 頁ないし 1 3 頁, 2 0 頁ないし 2 2 頁
文書 8	1	監督復命書		1 頁, 2 頁
	2	是正勧告書 (控)		3 頁
	3	指導票 (控)		4 頁, 5 頁
	5	是正 (改善) 報告書		6 頁, 7 頁
	6	是正 (改善) 報告書の添付資料	その他の事業場提出資料	8 頁ないし 3 3 頁
		1	監督復命書	
	2	是正勧告書 (控)		3 頁

文書 9	3	指導票（控）		4 頁
	5	是正（改善）報告書		5 頁， 6 頁
	6	是正（改善）報告書の添付資料	その他の事業場提出資料	7 頁ないし 2 2 頁
文書 10	1	監督復命書		2 頁， 3 頁， 1 7 頁， 1 8 頁， 2 6 頁， 2 7 頁， 3 4 頁， 3 5 頁
	2	是正勧告書（控）		5 頁， 1 9 頁， 2 8 頁， 3 6 頁
	3	指導票（控）		6 頁
	4	監督復命書の添付資料	自由設定等情報	4 頁， 2 3 頁， 4 2 頁
			事業場基本情報	7 頁， 8 頁， 2 2 頁， 4 1 頁
			決裁欄が開示されている文書	1 頁
			その他の添付資料	9 頁ないし 1 6 頁， 2 4 頁， 2 5 頁， 2 9 頁， 3 0 頁， 4 3 頁ないし 4 5 頁
5	是正（改善）報告書		2 0 頁， 3 1 頁， 3 7 頁	
6	是正（改善）報告書の添付資料	その他の事業場提出資料	2 1 頁， 3 2 頁， 3 3 頁， 3 8 頁ないし 4 0 頁	
文書 11	1	監督復命書		1 頁， 2 頁， 7 頁， 8 頁， 1 5 頁， 1 6 頁， 2 2 頁， 2 3 頁， 2 9 頁， 3 0 頁
	2	是正勧告書（控）		3 頁， 9 頁， 1 7 頁， 2 4 頁， 3 1 頁
	3	指導票（控）		1 0 頁
	4	監督復命書の添付資料	決裁欄が開示されている文書	6 頁， 1 4 頁， 2 1 頁， 2 8 頁
	5	是正（改善）報告書		4 頁， 1 1 頁， 1 8 頁， 2 5 頁， 3 2 頁
	6	是正（改善）報告	その他の事業場提出資料	5 頁， 1 2 頁， 1 3 頁， 1 9 頁， 2 0 頁， 2 6 頁， 2 7 頁， 3 3 頁， 3 4 頁

		書の添付資料		
文書 1 2	1	監督復命書		2 頁ないし 4 頁
	2	是正勧告書（控）		5 頁, 6 頁
	3	指導票（控）		7 頁
	4	監督復命書の添付資料	決裁欄が開示されている文書	1 頁
	5	是正（改善）報告書		8 頁, 9 頁, 9 4 頁, 9 5 頁, 2 3 8 頁, 2 3 9 頁
	6	是正（改善）報告書の添付資料	その他の事業場提出資料	1 0 頁ないし 9 3 頁, 9 6 頁ないし 2 3 7 頁, 2 4 0 頁ないし 3 4 9 頁

（注）対象文書に頁番号は付番されていないが，文書 1 の 1 枚目ないし 1 3 枚目に 1 頁ないし 1 3 頁と付番したものを「頁」として記載している（文書 2 ないし文書 1 2 にも同様に付番したものを「頁」として記載）。

別表 2

1 本件対象文書		2 通 番	3 不 開 示 部 分	4 不 開 示 情 報 (法 5 条 該 当 号)					5 開 示 す べ き 部 分
整 理 番 号	文書の種類			1 号	2 号 イ	4 号	6 号 柱書 き	6 号 イ	
1	監督復命書	1	監督種 別	○		○	○	○	
		2	労働保 険番号		○	○	○	○	文書 3 の 1 頁
		3	事業の 名称		○	○	○	○	
		4	事業場 の名称		○	○	○	○	文書 3 の 6 頁, 文書 6 の 1 頁, 3 頁, 1 2 頁, 文書 7 の 1 4 頁, 文書 8 の 1 頁, 文書 1 0 の 1 7 頁, 2 6 頁
		5	事業場 の所在 地及び 電話番 号		○	○	○	○	
		6	代表者 職氏名		○	○	○	○	
		7	監督重 点対象 区分	○		○	○	○	
		8	特別監 督対象 区分			○	○	○	

		9	参考事項・意見	○		○	○	○	<p>文書1の2 頁12行目 37文字目 ないし13 行目, 25 行目1文字 目ないし9 文字目, 2 6行目16 文字目ない し25文字 目, 文書2 の2頁21 行目29文 字目ないし 22行目1 9文字目, 27行目, 14頁5行 目1文字目 ないし23 文字目, 1 5頁7行目 5文字目な いし30文 字目, 9行 目38文字 目ないし1 0行目, 1 6行目3文 字目ないし 最終文字, 19行目な いし21行 目, 83頁 3行目8文 字目ないし</p>
--	--	---	---------	---	--	---	---	---	---

									4 行目, 8 4 頁 2 行目 3 2 文字目 ないし 3 行 目, 5 行 目, 9 0 頁 1 0 行目 2 8 文字目な いし 1 2 行 目, 文書 3 の 1 頁 5 行 目 3 1 文字 目ないし 2 頁 2 行目, 6 頁 5 行目 2 7 文字目 ないし 7 頁 1 行目, 4 行目ないし 5 行目 1 3 文字目, 3 2 文字目な いし 6 行 目, 8 行 目, 1 5 頁 1 行目ない し 2 行目 1 5 文字目, 5 行目, 7 行目, 文書 4 の 1 頁 1 行目 2 8 文 字目ないし 2 行目, 2 頁 1 行目 2 2 文字目な いし 2 行目
--	--	--	--	--	--	--	--	--	---

									1 文字目, 5 行目, 文 書 5 の 2 頁 2 行目ない し 4 行目 9 文字目, 7 行目, 1 7 頁 1 行目 1 1 文字目ない し 2 行 目, 9 行目 3 1 文字目 ないし最終 文字, 2 2 行目 1 3 文 字目ないし 2 5 行目, 文書 6 の 2 頁 1 0 行 目, 3 頁 1 行目 7 文字 目ないし 1 6 文字目, 4 頁 6 行目 3 3 文字目 ないし 8 行 目, 9 頁 2 行目 7 文字 目ないし 1 1 文字目, 1 9 文字目 ないし 3 行 目 2 3 文字 目, 1 0 頁 1 行目 1 2 文字目ない し 1 7 文字
--	--	--	--	--	--	--	--	--	---

									目, 2行 目, 12頁 2行目1文字目ないし 15文字 目, 13頁 10行目1 3文字目ないし15文字 目, 17 文字目ない し11行 目, 20行 目24文字 目ないし2 2行目, 2 3行目23 文字目ない し24行 目, 30行 目, 16頁 3行目8文字 目ないし 19文字 目, 25文 字目ないし 30文字 目, 17頁 9行目, 1 0行目24 文字目ない し37文字 目, 11行 目3文字目 ないし19 文字目, 1 2行目25
--	--	--	--	--	--	--	--	--	--

									文字目ない し13行 目, 15行 目9文字目 ないし16 行目, 17 行目16文 字目ないし 32文字 目, 38文 字目ないし 18行目2 文字目, 8 文字目ない し20行 目, 文書7 の1頁4行 目3文字目 ないし2頁 1行目, 1 4頁2行目 32文字目 ないし3行 目21文字 目, 4行目 3文字目な いし5行 目, 23頁 5行目30 文字目ない し24頁2 行目11文 字目, 14 文字目ない し3行目1 8文字目, 6行目, 文
--	--	--	--	--	--	--	--	--	---

									書 8 の 2 頁 1 3 行 目 不 い し 1 4 行 目 8 文字 目, 1 5 行 目 2 5 文字 目 不 1 8 行 目, 2 1 行 目 不 し 2 4 行 目, 2 7 行 目, 文 書 9 の 2 頁 5 行 目 3 文字 目 不 6 行 目, 1 0 行 目 3 7 文字 目 不 1 1 行 目 3 2 文字 目, 1 3 行 目 3 7 文字 目 不 し 1 5 行 目, 1 9 行 目 7 文字 目 不 3 5 文字 目, 2 0 行 目 2 8 文字 目 不 し 3 7 文字 目, 2 1 行 目 2 0 文字 目 不 最 終 文 字, 2 6 行 目, 文 書 1 0 の 3 頁 5 行 目 1
--	--	--	--	--	--	--	--	--	---

								5文字目ないし7行 目, 10行 目ないし1 2行目, 1 8頁6行目 16文字目 ないし7行 目, 12行 目, 27頁 5行目7文 字目ないし 30文字 目, 6行目 19文字目 ないし10 行目, 35 頁2行目3 8文字目な いし3行目 6文字目, 3行目9文 字目ないし 4行目, 1 1行目, 文 書11の1 頁2行目5 文字目ない し14文字 目, 24文 字目ないし 35文字 目, 2頁3 行目, 8頁 6行目36 文字目ない し7行目3
--	--	--	--	--	--	--	--	---

									7文字目, 39文字目 ないし9行 目, 15行 目ないし1 6行目35 文字目, 2 0行目, 1 6頁5行目 24文字目 ないし6行 目, 9行目 ないし10 行目35文 字目, 14 行目, 23 頁5行目2 4文字目な いし6行 目, 9行目 ないし10 行目35文 字目, 14 行目, 30 頁5行目2 4文字目な いし6行 目, 9行目 ないし10 行目35文 字目, 14 行目, 文書 12の4頁 5行目15 文字目ない し6行目, 8行目38
--	--	--	--	--	--	--	--	--	---

								文字目ないし9行目, 10行目10文字目ないし最終文字, 11行目24文字目ないし12行目14文字目, 23文字目ないし27文字目, 34文字目ないし14行目, 22行目5文字目ないし11文字目, 36文字目ないし26行目32文字目, 28行目
		10	面接者職氏名	○				
		11	自由記入欄のうち, 事業場に関する情報(文書2の15頁, 48行7頁)		○	○	○	○

		1 2	自由記入欄のうち、監督指導において当該事業場について把握・判断した事項			○	○	○	全て（文書10の27頁）
2	是正勧告書 （控）	1 3	事業の名称		○	○	○	○	
		1 4	代表者職氏名		○	○	○	○	
		1 5	事業場の名称		○	○	○	○	文書3の16頁，文書6の5頁，14頁，文書7の15頁，文書10の19頁，28頁
		1 6	違反事項のうち、個人の氏名が記載された箇所	○					
		1 7	受領者職氏名	○					
		1 8	受領者の印影	○		○			
3	指導票 （控）	1 9	事業の名称		○	○	○	○	

			20	代表者 職氏名		○	○	○	○	
			21	事業場 の名称		○	○	○	○	
			22	指導事 項のうち、個人 の氏名（文書3の 3頁のみ） （注）	○					
			23	指導事 項のうち、事業場 の名称 （文書11の 10頁のみ） （注）		○	○	○	○	
			24	受領者 職氏名	○					
			25	受領者 の印影	○		○			
4	監督復 命書の 添付資 料 （注）	相 談 票	26	事業場 の名称、所在地及 び電話番号		○	○	○	○	
			27	相談の 内容欄			○	○	○	文書5の2 2頁, 26 頁, 31 頁, 36頁

			28	処理状況・意見欄 (文書5の5頁のみ)			○	○	○	
			29	処理結果欄			○	○	○	
		事務連絡	30	不開示部分			○	○	○	全て(文書5の24頁, 28頁, 33頁, 38頁, 41頁, 45頁)
		電子メールの写し	31	事業場の名称, 所在地及び電話番号		○	○	○	○	
	32		差出人・宛先・CCの各メールアドレス欄			○	○	○	○	文書5の25頁, 29頁, 34頁, 39頁, 42頁, 44頁の差出人メールアドレス
	33		情報提供内容欄			○	○	○	○	

		自由設定等情報	3 4	労働保険番号, 事業場の名称及び所在地		○	○	○	○	
			3 5	自由設定欄			○	○	○	全て(文書4の6頁, 文書5の8頁, 文書10の4頁, 23頁, 42頁)
		事業場基本情報	3 6	労働保険番号, 事業場の名称, 所在地, 代表者職氏名, 電話番号及びFAX番号		○	○	○	○	
			3 7	参考事項欄(文書10の22, 41頁)		○	○	○	○	
		決裁欄	3 8	不開示部分			○	○	○	全て(文書4の4頁, 文書10の

		が 開 示 さ れ て い る 文 書								1 頁, 文書 1 1 の 6 頁, 1 4 頁, 2 1 頁, 2 8 頁, 文書 1 2 の 1 頁)
		そ の 他 の 添 付 資 料	3 9	文書 4 の 5 頁, 文 書 5 の 6 頁, 7 頁, 2 0 頁, 2 1 頁, 文書 1 0 の 9 頁, 1 0 頁, 2 4 頁, 2 5 頁, 2 9 頁, 3 0 頁, 4 3 頁 ないし 4 5 頁	○	○	○	○	○	
5	是正 (改 善) 報告書 (注)		4 0	個人の 氏名, 担当者 の職氏 名, 印	○					

			影及び 連絡先						
		4 1	事業場 の名称、所在地、 代表者 職氏 名、印 影、電 話番 号、F AX番 号、事 業場情 報（文 書5の 51 頁、文 書8の 6頁）		○	○	○	○	
		4 2	点検に 関する 事項欄 （個人 の氏名 を除く。）			○	○	○	全て（文書 2の5頁、 87頁、9 3頁、文書 3の9頁、 文書4の8 頁、文書5 の10頁、 51頁、6 1頁、文書 7の6頁、 19頁、文 書12の9 頁、95

									頁, 239 頁)	
			4 3	事業場 提出資 料名 (文書 11の 11 頁, 1 8頁, 25頁 及び3 2頁)			○	○	○	
6	是正 (改 善)報 告書の 添付資 料 (注)	事 業 場 提 出 資 料 の 送 付 文	4 4	個人の 氏名及 び事業 場担当 者職氏 名	○					
			4 5	上記通 番44 以外の 不開示 部分		○	○	○	○	文書2の9 頁及び13 頁の事業場 の名称, 所 在地, 電話 番号及びF AX番号以 外の部分, 88頁の事 業場の名称 以外の部 分, 文書6

										の 2 1 頁及び 2 2 頁の事業場の名称，所在地，電話番号及び F A X 番号以外の部分
		その他の事業場提出資料	4 6	事業場提出資料（通番 4 4 及び通番 4 5 を除く。）	○	○	○	○	○	

（注）諮問庁は 3 欄の不開示部分が 4 欄のどれに該当すると明確に特定して主張してはいないが，当審査会事務局職員をして諮問庁に確認させ，分類した。